



大鰐温泉ねぶたま祭り(2006大鰐温泉サマーフェスティバル)

『残暑が続きます』

空梅雨になかなか暑さもやっこない  
涼しい夏になりそうな気配が

一転して

ねぶたま祭り、灯籠流しが過ぎても

残暑が続く

『まつりバテ』なのは

大人だけ？



こども神輿が復活(2006大鰐温泉サマーフェスティバル)

Topics  
話題

## 2006大鰐温泉 サマーフェスティバル

今年のサマーフェスティバルは、7月21日のオーブニングが雨のため一部中止を余儀なくされたものの、22日からは夏空となり順調にスケジュールをこなし、8月1・3日のねぶた合同運行は20台が運行、祭り最終となった8月17日の灯笼流しで、期間中約3万人の人数で賑わいを見せ閉幕となりました。



## U18カラオケチャレンジカップ

U18カラオケチャレンジカップが7月23日、15組26人が出場して親水公園の特設ステージで行われ、最優秀賞には斉藤彩さん(弘前市)が2年連続で選ばれ、デイズニー招待チケットを手に入れました。



## 大鰐町消防団玉落し競技会(決勝成績)

- 1位 第4分団(唐牛)26秒67
- 2位 第10分団(駒木)32秒13
- 3位 第5分団(宿川原)56秒59
- 第4位 第9分団(早瀬野)1分06秒69



第4分団(唐牛)が優勝

## おおわに健康と農協まつり

おおわに健康と農協まつりが7月29日、大鰐温泉スキー場「プラザ」で行われ、約千人の来場者で賑わいました。  
特設ステージでは獅子舞(古懸地区)や鰐小マーチングバンド・蔵小よさこいソーランなどが繰り広げられ、観客を魅了しました。



また、健康チェック、介護相談など健康に関するコーナーも併催され、各コーナーでは熱心に係員の説明に聞き入る姿も見受けられました。



## 大鰐町長杯ゴルフコンペ

7月28日、青森ロイヤルゴルフクラブで62名が参加して行われました。  
結果は次のとおりです。  
優勝 佐藤 豊(N70・8)  
2位 佐々木雄一(N71・2)  
3位 築館一憲(N71・2)  
シニア賞 佐々木雄一(N71・2)  
レディース賞 本間美苗(N74・8)

当日のチャリティー募金16,900円につきましては、大鰐町社会福祉協議会へ寄附とさせていただきます。報告しましたことを報告します。  
【大鰐温泉サマーフェスティバル実行委員会】



T o w n

# 町の

## 町の成人式

平成18年度大鰐町成人式が8月12日、国民宿舎おおわに山荘で行われました。

今年度の対象者は、男七十八名・女八十五名の百六十三名、そのうち男六十五名・女六十四名合計百二十九名が出席しました。

式では、中嶋教育委員長が十年後は世の中の中心世代として、今日の感動を忘れることなく、今後も活躍して欲しい、二川原町長は、社会人として、自分のみならず人のために仕事することの大切さを忘れないでと、新成人を激励、新成人を代表して三橋佑人さんが、自分の壁を乗り越え、可能性を信じて努力を怠らず、家族や社会に貢献できるよう頑張りますと、誓いのことばを述べました。



記念写真撮影会場では、全員が一枚に収まるのかなという一幕もありましたが、めでたく収まり、懇親会では旧友や恩師との再会に歓声が続きました。

## 家族経営協定 第1号(大鰐町)



島田地区で農業を営む山谷雅春さんとその家族による家族経営協定の調印式が8月9日、町役場で行われました。

調印式では、今回の立会役を務める農業委員会の木田会長が、今回、大鰐町では第一号ということ、他の農業者のお手本・先生として活躍されることを期待する」と挨拶。また、二川原町長並びに中南地域民局の神山室長が、家族として絆をより強くするこの協定は、平成五年ごろから行われはじめ、県内では現在五百十戸が行っている。協定書はなるべく常日頃から家族の見えるところに置いて」と、激励の言葉が贈

られました。調印後、山谷雅春さんは、今後も今まで以上に、後継者が安心して経営できるように農業を目指します」と、力強く語っていました。

## 「ピーターですヨロシク！」



前任のリサ・クリスティーン・レイノネンさんに代わって、町教育委員会に7月31日付けで英語指導助手として勤務することになりましたピーター・フェアリーさん(27歳)をご紹介します。

ピーターさんは今後一年間、町の小・中学校や町民英会話教室などで語学指導にあたります。

プロフィール

氏名/ピーター・フェアリー

(Peter Fairley)

生年月日/1978年10月27日

出身地/カナダ オンタリオ州 キングストン市  
好きな食べ物/ラーメン  
嫌いな食べ物/うに  
町の第一印象/美しい所  
町の皆さんへのメッセージ  
「大鰐に住むことになりとても嬉しい。祖国のカナダのことを分かってもらえるよう頑張りたい。皆さんの思っている大鰐の素晴らしさを教えて欲しいです。」

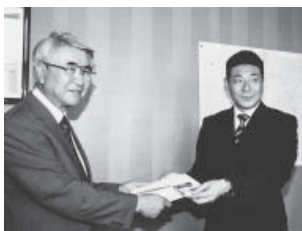
## 善意

8月9日、民謡歌手として活躍する居土地区出身の外崎繁栄氏千葉県船橋市在住・64歳)



から町の社会福祉協議会へ5万円の寄附がありました。

8月10日、青森銀行従業員組合(執行委員長瀧本将史)から町へ防犯灯10基の寄贈がありました。



防犯灯10基の寄贈がありました。

# 6月定例町議会

## 一般質問

町政ここが聞きたい

渡 辺 久一郎 議員  
内 海 繁 勝 議員  
藤 田 隆 彦 議員

3名登壇

### 質問

食育推進計画の策定は  
自殺防止対策は



渡辺久一郎議員

問 食育基本法が成立しました。同法では、都道府県及び市町村が食育推進基本計画を策定すること、食育の推進に関する普及・啓発を図るための行事の実施等の運動を展開することを義務づけています。食育推進基本計画はどのようなになっているのか、食育の推進に関する普及・啓発を図るための行事の実施等の運動を展開することについてどのようなに進めるのか。

答 (町長) 親子料理教室等の実施による食を楽しむ機会の提供、栄養管理に関する知識の普及や情報の提供により家庭における食育の推進、地域の特色を生かした学校給食の実施や農場等での実習や食品の調理など、さまざまな体験活動

による学校・保育所等における食育の推進、さらに地産地消や伝統的な行事や作法と結びついた食文化継承のための活動の指針となるべき町食育推進計画の策定について、前向きに検討していきたい。

問 自殺対策基本法が通常国会で成立しました。日本では一九九八年から八年連続で自殺者が三万人前後で推移しています。

自 自殺は個人の問題ととらえがちですが、その原因をたどっていくと、社会的要因が大きな要素として横たわっています。国、地方自治体、事業主などの責務と、医療機関、学校、民間団体などの役割、位置づけを明確にして、相互の密接な連携を規定している点が重要だと思えます。

大 鰐町も決して自殺者は少なくありません。この法律を踏まえて、大鰐町としてどのような自殺防止対策を考えているのか。

答 (町長) 県内における自殺予防の取り組み状況ですが、平成十三年度はわずか三町村でしたが、平成十七年度は三十三町村が講じられており、当町といたしましても、平成十六

年度からうつ病患者に対し、こころの健康講座を開催するとともに、戸別訪問や健康相談を実施してきました。

平成十七年度には、住民の実態を知るためのストレスの状況や対処方法、うつ病に対する知識等の有無などに関するアンケートを実施しましたが、今年度は日ごろ健康教育へ参加されない方々を中心に、町商工会を通して各事業所に健康教育を実施する予定です。

教育現場では、子供のころから命の大切さを学ぶことを目的に、小学四年生を対象に、生まれる、そして生きるための生教育、これは生きる教育と書きますが、生教育ということですが、春期教室を開催し、自殺防止に役立てたい。

うつ病などの原因となり得る疾患の早期発見や治療が行われるよう、医療機関等と連携のもと対策を講じてまいりたい。

### 質問

議会における町長のねつ造発言  
損害賠償請求民事訴訟  
の見解は

町長三川原氏のような  
く終えんのときを迎えて



内海繁勝議員

問 あなたが言うには、私があなたの自宅を時折訪ねたと言いますが、その回数は四回です。まず、そのうちの一回は平成十年四月、あなたに対する町長選への出馬要請に訪ねており、二回目は、私が町議選で初当選したその翌日に一人であり、いさつに何っており、三回目は、私の友人であるY氏が町長についてあなたに考えをお聞きしたいということで行き、そのときぜひ勉強していただきたいとして私が二冊の資料を持参しています。その資料というのは財団法人青森県市町村振興協会が編さんした市町村財政概要と市町村財政便覧、この二冊の資料のみです。四回目は助役の人事に関してあなたの方から会派の会長に要請があつて、あなたが東京方面の出張から帰宅した夜に訪問した、この計四回です。

あなたと言うには、私が膨大な資料を持参したと言いますが、これについて答えていた

きたい。

人工降雪機訴訟に端を発するスキー場問題について全く知識を持ち合わせていないという、その二川原和男氏が何でここまで詳細に知り得ているのか。あなたがまとめ上げたこの資料を見る限り、その内容のほとんどは当時マスコミでも取り上げておらず、全く報道されていない事柄が詳細に記述されている。この事実をどのように説明できるのか。

答（町長） 四回しか訪問していないと、そういうふうなことをおっしゃっておられますが、それは全く違います。そのことは議員自身がよくご存じのほうです。また、スキー場問題の詳細についてどうして知り得たかということですが、私は主として議員からいただきました。これらに関して私が訂正あるいは謝罪というふうなことの要求もございましたが、私は訂正も謝罪もするつもりはございません。

問 第三セクターへの貸し付けによって町が損害を受けているのか否か。これに対して被告であるあなたは、貸し付け自体の公益性と必要性を挙げ、貸し付け自体は町長である

あなたの裁量の範囲であり合法であると抗弁しています。この裁判に対するあなたが現在抱いているその考えを聞きたい。

答（町長） 現在進行中の裁判に関して感想を述べよというお話ですが、ここは議場です。法廷ではございません。よって、遠慮させていただきます。

問 刑法第二百三十条第一項に基づく、既に大鰐警察署に対して告訴しており、今後司直の取り調べを受けるであろう刑事事件、もう一つは、公職選挙法第二百九条、つまり立候補の届け前の事前運動を禁じた法律に抵触するとして既に昨日、黒石警察署に告発状を提出してあります。

また、来る九月に判決が下される平成十七年行ウ第三号に係る民事訴訟、さらにこれから行う監査請求前置を終え次第、直ちに提訴をする損害賠償請求に係る民事訴訟。

特にその中で明三十日の公開法廷の場で行われる最終弁論をもって結審する民事訴訟ですが、この裁判は私の威信のみならず大鰐町民救済のため死力を尽くした極めて厳しい戦いであるとの認識の上で、司

法の審判が下されるまさにその目前です。あなたの見解をお聞きしたい。

答（町長） 議員が想像しておられる仮定のお話にお答えする何物も持ち合わせておりません。そのように申し上げさせていただきます。

質問

大鰐町情報公開条例の利用状況は  
大鰐町の今後について  
エレベーターの保守点検と事故予防対策は



藤田 隆彦 議員

問 多くの方々が公開条例を利用してありますが、これまでにどの程度活用されているのか。過去三年間における利用状況をお聞かせ願いたい。どのくらいの方が、どの程度、つまり件数、コピーの使用枚数等を具体的に答えていただきたい。さらに、平成十八年度予算では、情報公開手数料一万円を

見ていますが、未納はないのかどうか。

後、将来について町長の見解は。

答（町長） まず農林水産業ですが、来年から担い手農業が始まる。そこで、商工業者及びサービス業者と提携し、生産から加工、販売まで一括して扱うシステム、仮称大鰐型集落営農を国の支援を得ながら実現させたい。

また、商工観光関係ですが、町内に三つの集客拠点を設け、そこに温泉、食、自然環境、歴史、文化といった地域の資源を活用し人の流れをつくり、活性化を図りたい。集客拠点ですが、第一は鰐カム、第二は茶臼山、第三は大鰐病院です。これは単なる病院として改築するだけでなく、診療科も含めて特色ある病院を建設するとともに、老健施設及び温泉健康施設を併設し、福祉センターと一体化して、健康に関心のある方ならだれでも気軽に利用できる包括ケアセンターを目標としている。

未納の有無ですが、一名の方に未納がありました。具体的には過去三年間に請求したその方は二千四百七十七枚中二千二百七十枚に係る手数料が未納となっていたので、先日その支払いについて督促状を発送しました。

問 先般行われた町長選挙において二川原町長が当選、二期目に向かって進んでいきませんが、町長の公約、大鰐町の今

そしてスキー場です。当初規模を縮小すべきと考えていました。しかし、アンケート調査の結果、従来規模が圧倒的だったことから、そのようにして運営してきました。今後は、青森空港を利用した近い外国からの集客も考慮すべきと思っ

ています。安全性の面から、老朽化の激しい第五リフトの更新が必要で、条件さえ整えば提案させていただきたい。スキー場への大型投資は、これで一段落にしたい。

さらに、五者協定問題ですが、見直しを交渉しているが、今後は県にも参加していただいで粘り強く交渉していきたい。そのほか住宅政策、子供の虐待事件、あるいはひとり親の子育て問題などについても取り組んでまいりたい。

最後に、町長相談窓口を設けるので、気軽にご利用いただきたい。

問 最近全国各地でエレベーターの事故が多発、死亡事故まで起こっています。特にシンドラ社のエレベーターに問題があると報道されていますが、大鰐町にはこのエレベーターはあるのかないのか。エレベーターの保守管理は法の管理のもと行われていますが、町所有のエレベーターは何台か。また、民間は何台なのか。保守点検は行われているのか。大鰐町にはゴンドラ、冬場のリフト等がありますが、事故があつてからでは遅いので、十二分な保守点検を行うよう要望します。

答 (町長) 大鰐町には現在、公共施設に設置されているものは七台、民間業者が設置しているものは九台の計十六台となっています。いずれも国内製でシンドラ社のものはありません。

保守点検については、町が設置しているもののうち六台について毎月一回から二回の保守点検と年一回の法定点検、残る一台については年一回の法定点検、残る一台については年一回の法定点検を行っています。事故の発生はないということですが、ご指摘のとおり、町にはゴンドラ、リフトといった輸送手段もありますので、今後とも十分な保守点検を行い、事故のない安全な運行に努めてまいりたい。

議会だよりは、町議会議員で構成されている広報委員会が編集しております。なお、議事録につきましては、議会事務局で閲覧できます。

## ご存知ですか公的年金制度

住民生活課だより

免除制度をご存じですか

国民年金は二十歳以上六十歳未満のすべての方が加入する制度です。保険料を未納のままにしておくと、将来、老齢基礎年金が受けられなかったり減額されたり、万が一の障害・遺族基礎年金を受けられない場合もあります。経済的な理由等で保険料を納めることが困難な方は申請してください。

【申請免除】 申請者本人・配偶者・世帯主のそれぞれの前年所得額が一定以下の場合に、保険料が全額免除または一部免除(半額・四分の三・四分の一免除)されます。ただし、一部免除の方は残りの保険料を納めないと未納扱いとなりますのでご注意ください。

【若年者納付猶予制度】 学生を除く二十歳以上三十歳未満の方で、本人と配偶者の前年所得額が一定以下の場合に保険料を納めるのが猶予されます。

【学生納付特例制度】 大学・大学院、短大、高等学校、高等専門学校、各種学校等夜間制、定時制、通信制を含むに在学する学生で、本人の前年所得額が一定以下の場合に保険料を納めるのが猶予されます。

免除や納付猶予の期間は、老齢・障害・遺族基礎年金の資格期間に入ります。老齢基礎年金の年金額には全額免除で全額納付の三分の一、四分の三免除で二分の一、半額免除で三分の二、四分の一免除で六分の五が反映されますが、若年者納付猶予と学生納付特例は反映されません。

免除や猶予の期間の保険料は、十年以内であれば後から遡って納めることができ、追納、将来受け取る年金額を満額に近づけられます。ただし、三年目以降は当時の保険料に加算金がつくのでお早めの追納をおすすめします。

免除申請の手続きは、住民票のある市町村国民年金担当窓口です。持参する物は、年金手帳、印鑑、さらに、失業を理由に申請する方は雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票の写し、学生納付特例の申請の方は在学証明書または学生証の写しが必要です。

保険料の免除を受けるには、毎年の申請が必要ですが、免除申請書に継続申請の希望をし、全額免除または若年者納付猶予が承認された方は、翌年度以降の全額免除・納付猶予申請を省略できます(失業等による申請を除く)。

なお、法定免除に該当する方は、届出により保険料が全額免除になります。対象になるのは、生活

保護法による生活扶助や、障害基礎年金、障害厚生共済(年金の一二級を受けている方等)です。国民年金保険料の前納制度をご利用ください

国民年金保険料のお得な納め方に前納制度があります。一定期間分の国民年金保険料を前もつてまとめて納めるので、納め忘れもなく安心です。保険料額が割引されお得です。

割引額は、一年分前納では二、九五〇円、六ヶ月分前納では六八〇円です。その他の期間の前納もでき、割引額は期間により異なります。

また口座振替でも一年分と六ヶ月分の前納ができます。割引額は一年分前納では三、四九〇円、六ヶ月分前納では九四〇円とさらにお得になります。

前納を希望される方は、国民年金保険料納付案内書についている前納用の納付書をご利用ください。

六ヶ月分以外の前納を希望される場合やお手元に納付案内書がない場合なども含めて、詳しくはお近くの社会保険事務所までお問い合わせください。

詳しくは  
町役場住民生活課  
国民年金係 ☎48 2111  
内線 327 (岩根)

平成18年10月から

保健福祉課だより

# 国保と老人保健が変わります

平成18年10月1日から医療保険が改正され、医療費の自己負担などが変わります。

## 70歳未満の人は

高額療養費の自己負担限度額が変わります。

人工透析を要する上位所得者の自己負担限度額が変わります。



## こんなときも変わります

出産育児一時金が変わります。



## 70歳以上の人は

現役並みの所得がある人の自己負担割合が変わります。

高額療養費(高額医療費)の自己負担限度額が変わります。

療養病床に入院時の食費・居住費の負担が変わります。



## 70歳未満の人

高額療養費の自己負担限度額が変わります

同じ人が同じ月内に、同一の医療機関に支払った自己負担額の合計が高額になった場合、申請をして認められると、自己負担限度額を超えた分は高額療養費として支給されます。

今回の改正で、70歳未満の人は下表のように自己負担限度額が一部引き上げられます。

平成18年9月30日まで  
自己負担限度額(月額)

平成18年10月1日から  
自己負担限度額(月額)

	3回目まで	4回目以降 <sup>2</sup>
一般	72,300円 + 医療費が241,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	40,200円
上位所得者 <sup>1</sup>	139,800円 + 医療費が466,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	77,700円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円



	3回目まで	4回目以降 <sup>2</sup>
一般	80,100円 + 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	44,400円
上位所得者 <sup>1</sup>	150,000円 + 医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

- 1 基礎控除後の総所得金額などが670万円(平成18年10月からは600万円)を超える世帯。
- 2 過去12ヶ月間に、一つの世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額。

人工透析を要する上位所得者の自己負担限度額が変わります  
 高額の治療を長期間継続して行う必要がある疾病の場合、1ヶ月の自己負担額は1万円までとされていましたが、慢性腎不全で人工透析を要する上位所得者については、自己負担限度額が1万円から2万円に引き上げられます。



平成18年9月30日まで10,000円



平成18年10月1日から20,000円

## こんなときも変わります

出産育児一時金が変わります

被保険者が出産したときに受けられる出産育児一時金の支給額が、現行の30万円から35万円に引き上げられます。

平成18年9月30日まで

1児につき 300,000円



平成18年10月1日から

1児につき 350,000円

## 70歳以上の人

現役並みの所得がある人の自己負担割合が変わります

70歳以上または老人保健で医療を受ける人のうち、現役並みの所得がある人は、医療機関に支払う自己負担割合が引き上げられます。



平成18年9月30日まで2割



平成18年10月1日から3割

高額療養費(高額医療費)の自己負担限度額が変わります

同じ月内に医療機関に支払った自己負担額の合計が高額になった場合、申請をして認められると、自己負担限度額を超えた分は高額療養費(高額医療費)として支給されます。70歳以上または老人保健で医療を受ける人は下表のように自己負担限度額が一部引き上げられます。



平成18年9月30日まで  
自己負担限度額(月額)

	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
一般	12,000円	40,200円
現役並み 所得者	40,200円	72,300円 + 医療費が361,500円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算(4回目以降の場合40,200円)
低所得	8,000円	24,600円
低所得		15,000円

平成18年10月1日から  
自己負担額(月額)

	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
一般	12,000円	44,400円
現役並み 所得者	44,400円	80,100円 + 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算(4回目以降の場合44,400円)
低所得	8,000円	24,600円
低所得		15,000円

所得の判定基準については次頁をご覧ください。

療養病床に入院する場合の食費・居住費の負担が変わります

療養病床に入院する70歳以上の人は、これまで食材料費相当のみを負担していましたが、今回の改正で食費と居住費を負担することになります。

平成18年9月30日まで  
食材料費相当を負担  
24,000円



平成18年10月1日から  
(1ヶ月の費用のみやす)  
食費・・・42,000円  
居住費・・・10,000円

所得の低い人は負担が軽減されます。  
 住民税非課税世帯…………… 30,000円  
 年金受給額80万円以下等…… 22,000円  
 老齢福祉年金受給者…………… 10,000円

人工呼吸器、中心静脈栄養等を要する患者や脊髄損傷(四肢麻痺が見られる状態)難病等の患者については、現行どおり食材料費相当のみ(24,000円)の負担となります。



## 70歳以上の人

70歳以上または老人保健で医療費を受ける人の所得判定基準(平成18年8月から)所得に応じて自己負担割合などが異なります。そのうちの現役並み所得者および低所得者の判定基準が変わりました。

### 【現役並みの所得がある人】

同一世帯に課税所得が145万円以上の70歳以上の国保被保険者または老人保健で医療を受ける国保被保険者がいる人にあたります。(老人保健で医療を受ける場合は、課税所得が145万円以上の70歳以上の人、または老人保健で医療を受ける人がいる人にあたります。)ただし、70歳以上の国保被保険者および老人保健で医療を受ける国保被保険者の収入の合計(老人保健で医療を受ける人の場合は、70歳以上の人および老人保健で医療を受ける人の収入の合計)が、2人以上の場合は520万円未満、1人の場合は383万円未満であると申請した場合は、「一般」の区分と同様になり、1割の負担となります。

### 【低所得】

同一世帯の世帯主および国保被保険者(老人保健で医療を受ける人の場合は世帯の全員)が住民税非課税の人(低所得以外の人)にあたります。

### 【低所得】

同一世帯の世帯主および国保被保険者(老人保健で医療を受ける人の場合は世帯の全員)が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人にあたります。

低所得者の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となります。担当窓口に申請してください。

## 所得区分が上がる人には経過措置がある場合があります

(平成18年8月から2年間)

### 公的年金等控除の見直し・老年者控除の廃止に伴う経過措置

公的年金等控除の見直しおよび老年者控除の廃止により、現役並み所得者になった人については、課税所得145万円以上213万円未満の場合(または年収が高齢者複数世帯で520万円以上621万円未満、高齢者単身世帯で383万円以上484万円未満と申請した場合は、医療費が高額になったときの自己負担限度額が、「現役並み所得者」ではなく「一般」の限度額となります。

### 住民税非課税措置の廃止に伴う経過措置

老年者に係る住民税非課税措置の廃止により、低所得世帯の世帯員のうち一部が課税者になったが、課税者が合計所得金額125万円以下で平成17年1月1日現在65歳以上の人のみの場合は、同一世帯内の非課税者は申請により、医療費が高額になったときの自己負担限度額および入院時の食事代の標準負担額が「低所得」の限度額となります。

老齢福祉年金受給者は「低所得」となります。

# 平成18年度全国統一防火標語

## 消さないで あなたの心の 注意の火。



### 消火器の 一世帯一本 設置運動 実施中



「ご自宅に消火器を設置して  
いますか。  
火災の初期消火には消火器  
が非常に有効です。」

最近の火災発生状況は建物  
火災のうち住宅からの火災が  
約六割を占めています。その  
中でも消火器によつてわずか  
な被害で消火しているケース  
がたくさんあります。

購入などをご希望の方は各  
町会ごとにチラシを回覧して  
おりますのでご覧ください。

設置運動の期間

8月から10月末日まで

お問い合わせ先

弘前市大字本町2番地1

弘前消防本部内消防防災協

会 ☎32 5104

### 防火管理者 資格取得講 習

《該当する施設は受講を！》

とき

平成18年11月9日・10日

午前9時30分～午後5時

(2日間の受講が必要です。)

ところ

つがる弘前農業協同組合

本店3階

弘前市城東北4丁目1番地

1

対象

消防法で義務付けられてい  
る次の施設で、防火管理上必要  
な業務を遂行できる管理・監督  
的な地位にある人。

30人以上収容する集会所・店  
舗・旅館・病院・福祉施設など  
50人以上収容する共同住宅・  
学校・寺院・工場・事務所など  
その他受講を希望する人

受講料(テキスト代)

5,000円(弘前地区消防

防災協会加入事業所は3,000

円)

申込み

平成18年10月2日から10月

31日まで消防本部予防課 ☎32

5104)か、最寄りの消防

署・分署へどうぞ。

### 危険物取扱者と 事前講習会

【危険物取扱者試験】

とき 11月11日・25日(両日受験可)

ところ 弘前東高等学校(弘前市川先四丁目)

種別 一般/全種全類 高校生/乙・丙種

受験料 甲種5,000円・乙種3,400円・丙種2,700円

受付 9月25日から10月4日まで

願書は、消防本部予防課本町 ☎32 5104)又は最寄りの消

防署へどうぞ。

【事前講習会】

とき 10月23日・24日

午前9時30分～午後4時30分

ところ サンライフ弘前(豊田一丁目)

対象者 乙種第四類の受験者100名(先着順)

受講料 6,000円(弘前地区消防防災協会加入事業所は3、

000円)

テキスト代 1,400円

申込先 9月25日から10月11日までに、消防本部予防課又は最

寄りの消防署へどうぞ。

気をつけて

危険物取扱者免状の写真は、交付日から10年以内毎に書き換え  
が必要です。書き換えに必要な書類は、消防本部予防課又は最寄  
りの消防署へどうぞ。又、危険物取扱作業従事者は、3年毎  
に保安講習を受講しなければなりません。

### 平成18年度大鰐町総合防災訓練を実施

9月24日 8時30分～11時30分

高原スキー場「プラザ」周辺



『振り込め詐欺』等不審な電話にご注意！おかしいなと思ったら黒石警察署大鰐分庁舎まで

**秋の全国交通安全運動**  
 期間 9月21日(木)から9月30日(土)までの10日間  
 運動の重点  
 高齢者の交通事故防止  
 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止  
 (特に子どもと高齢者を中心として早め点灯の推進)  
 後部座席を含むシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

キノコ採りの遭難をなくそう  
 遭難者のほとんどが、50歳以上の中高年の方で、なかでも60歳以上の高齢者の方が19人中14人と7割以上となっています。

**【遭難しないために】**

**入山前**  
 できるだけ二人以上で入山  
 食料・雨具・ライターやマッチ・携帯電話持参  
 行き先、帰宅時間を家族に知らせる

**入山中**  
 お互いに声かけ  
 急斜面を避ける  
 目立つもの(大きな木など)を中心に行動  
 早めの下山

**【万一迷ったら?】**

歩き回らない(夜は特に危険!)

ヘリコプターの音が聞こえたら広い場所に出てタオルなどを振る

熊にも注意!

熊の目撃が相次いでいます。鈴、ラジオなどで人がいることをアピールしましょう。



暴力団負けず恐れず許さない  
 暴力団追放「三ない運動」を推進しよう。

みんなの力で社会の敵、暴力団を追放するため、次の暴力団追放三ない運動を推進しましょう。

暴力団を「利用しない」  
 利用したつもりが、骨の髄まで絞られます。暴力団を利用することは暴力団対策法で禁じられています。

暴力団を「恐れない」  
 暴力団を恐れず「存在を許さない」と皆で対決姿勢を持つことが必要です。

暴力団に「金を出さない」

暴力団に金を出すことは、結果的に暴力団の存在を認めることになり、資金獲得の手助けをすることになります。

少年を福祉犯罪等の被害から守ろう

9月は、夏休み明けで、不規則な生活から抜け出せず、夜遊びなどにより深夜はいかいかい・無断外泊を繰り返し、さらに家出に及ぶようになり、交友関係が広がったり出会い系サイトにアクセスして援助交際に発展するなど、様々な福祉犯罪の被害となる危険な状態から抜け出せなくなることがあります。少年一人ひとりに目を配り、少年達の小さな変化を見逃すことなく、少年の福祉を害する犯罪等から守りましょう。

**被害者相談窓口のご案内**

警察安全相談室 ☎017-735-9110(短縮 9110) 8:30~17:00  
 犯罪などによる被害の未然防止に関する相談や、県民の安全と平穩に関する相談。

性犯罪被害110番 ☎0120-89-7834 8:30~17:00 性犯罪被害に関する相談。女性警察官が対応。休日は男性の警察官が対応することもあります。

こども・女性保護対策室 ☎017-723-4211 8:30~17:00 配偶者からの暴力(DV)、ストーカー等についての相談。

ヤングテレフォン ☎0120-58-7867(少年課)土・日・祝日を除く 8:30~17:00 少年の被害等に関する相談。

詳しくは 警察本部広報相談課犯罪被害者対策室 ☎017-723-4211

黒石警察署大鰐分庁舎管内交通事故発生状況(平成18年7月末)

		大鰐分庁舎管内		大鰐町	
		18年	前年比	18年	前年比
人身事故	発生件数	33	- 11	25	- 9
	死者	0	- 1	0	- 1
	傷者	46	- 7	34	- 3
物件事故		101	- 64	73	- 45

# 状況についてお知らせします

## 3. 職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること

### (1) 勤務時間及び週休日の状況

1週間の勤務時間	勤務時間の割振り				
	始業	終業	休憩時間	休憩時間	週休日
40時間	8:15	17:00	午前15分 午後15分	12:00～12:45	土曜日及び日曜日

ただし、保育所やおおわに山荘などでは、これと異なる勤務形態の場合があります。

平成18年7月1日からは休憩時間がなくなりました。

### (2) 職員の休暇の状況

・年次有給休暇取得状況

(平成17年1月1日～平成17年12月31日)

総付与日数	総使用日数	全対象職員数	一人当たり平均使用日数
3,921.0日	763.4日	99人	7.7日

勤務条件に関する調査より

・休暇等

区分	内容
年次有給休暇	1暦年ごとに20日とし、20日を超えない範囲内の残日数を繰り越すことができる
病気休暇	負傷又は疾病のため療養を要する場合、最小限必要と認められる期間
特別休暇	・夏期休暇3日 ・産前産後休暇(出産予定日の8週間前から出産の日まで及び出産の翌日から8週間を経過する日まで) ・親族の死亡(配偶者10日、父母及び子7日、祖父母3日ほか)
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母などで負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護を行う場合、連続する2週間以上6週間以内で必要な期間
育児休業	子が3歳に達する日までの期間

## 4. 職員の分限及び懲戒処分に関すること

分限処分とは、公務能率の維持を目的に職員に対してなされる処分であり、降任、免職、休職、降給があり、一方懲戒処分とは、職員の義務違反に対する道義的責任を問い、秩序維持を図る制裁的処分、免職、停職、減給、戒告の4処分があります。

(1) 分限処分(平成17年度中) 処分者……なし

(2) 懲戒処分(平成17年度中) 処分者……なし

## 5. 職員のサービスの状況

平成17年度においては、サービスの根本基準に違反した者はありませんでした。

## 6. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

### (1) 研修

- ・青森県自治研修所における職員の階層別基本研修  
主事研修……………2名  
課長補佐研修…………4名  
課長研修……………2名

- ・青森県自治研修所における職員の選択研修  
なし

- ・青森県自治研修所における総務部長が行う研修  
固定資産税研修……1名

### (2) 勤務成績の評定

当町においては、平成18年度試行実施を検討している状況である。

## 7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 共済組合の福祉事業

保健事業	健康診査事業、疾病予防対策事業、保健保養対策事業、健康奨励事業など
宿泊事業	アップルパレス青森の経営
貯金事業	給料からの天引きにより貯金
貸付事業	普通貸付、住宅貸付、災害貸付、医療貸付、入学貸付など
物資事業	組合員のために生活必需物資を低廉な価格で供給し、その代金を立替払し、割賦により職員から返済を受ける

### (2) 福利厚生制度に関する状況

- ・職員健診(平成17年7月1日から8月1日実施)

受診者 ……142名

- ・脳ドック 平成17年度受診者……12名

- ・1日ドック 平成17年度受診者……14名

- ・2日ドック 平成17年度受診者……2名

### (3) 公務災害補償制度

加入団体	災害件数	災害の概要
地方公務員災害補償基金青森県支部	2件	冬期の出退勤時転倒による関節炎及び股関節捻挫

## 8. 公平委員会に係る業務の状況

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況……なし

- (2) 不利益処分に関する不服申立の状況……なし

総務課だより

# 大鰐町人事行政の運営の

大鰐町における人事行政の運営等の状況を次のとおり公表します

## 1. 職員の採用、異動、退職等に関する任免の状況

### (1) 職員の採用の状況

職 種	人 数	備 考
看護師	7人	17年4月2日以降・・・1人 18年4月1日・・・・・・・6人

### (2) 職員の退職の状況

区 分	男性	女性	計
定年退職	7人	2人	9人
勸奨退職	2人	3人	5人
その他	1人	0人	1人
計	10人	5人	15人

### (3) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成17年	平成18年		
一般行政部門	議 会	3	3		
	総務企画	34	32	2	事務の整理
	税 務	11	9	2	事務の整理
	民 生	27	25	2	保育士の退職等
	衛 生	11	11		
	農林水産	12	11	1	事務の整理
	商 工	4	4		
	土 木	9	9		
	小 計	111	104	7	
特別行政部門	教 育	21	18	3	定年退職
	小 計	21	18	3	
公営企業等会計部門	病 院	68	72	4	看護師の補充
	下 水 道	5	5		
	そ の 他	10	8	2	事務の整理
	小 計	83	85	2	
合計		215	207	8	

## 2. 職員の給与の状況(平成18年度普通会計予算)

### (1) 平成18年度普通会計予算給与費の状況

(18年4月1日現在)

職員数 A	給与費				計B	一人当たり給与費 (B/A)
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当			
121人	474,385千円	42,261千円	190,282千円	706,928千円	5,842千円	

### (2) 職員の平均給料月額、平均年齢の状況

(18年4月1日現在)

一般行政職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
327,101円	347,692円	48.11歳
技能職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
304,508円	352,958円	55.01歳

### (3) 職員の初任給の状況

(18年4月1日現在)

区 分		大 鰐 町		国	
		決定初任給	採用2年経過日 給 料 額	決定初任給	採用2年経過日 給 料 額
一般行政職	大学卒	170,200円	180,400円	170,200円	180,400円
	高校卒	138,400円	145,400円	138,400円	145,400円
技能職	高校卒	135,600円	142,700円	135,600円	142,700円



# “津軽”の話題満載

## 第25回暗門祭

西目屋村

9月17日(日)「アクアグリー  
ンビレッジANMON」で第25  
回暗門祭」が開催されます。  
暗門祭は暗門第2の滝近く  
暗門神社で例年行われてきた  
伝統の神事に、様々なアトラク  
ションを加えて村の一大イベ  
ントとして実施するようになっ  
たもので、よさこい、登山ば

し大会、丸太切り大会、カラオ  
ケ大会などが行われる予定で  
す。また、マイタケ汁などの秋  
の味覚もいっぱい楽しめます。  
特に丸太切り大会は、白熱し  
た試合が毎年行われ見応え十  
分です。

世界自然遺産白神山地の神  
秘的な雰囲気を感じること  
ができるイベントにお誘  
い合わせのうえ、ぜひお越し  
ください。

とき 9月17日(日)  
ところ アクアグリーンビ  
レッジANMON  
お問い合わせは 西目屋村  
商工会 ☎(85)2828



自由参加ですのでぜひ！

## ときわいきいきまつり

藤崎町

11月2日(木)・3日(金)町の  
産業・文化・福祉の祭典、ときわ

いきいきまつり」が開催されま  
す。全国的に有名な「日本一！  
ジャンボおにぎりづくり」をは  
じめ、特産品のニンニクやつが  
るロマンなどの紹介・販売コー  
ナー、文化芸能発表、健康チエッ  
クなど、藤崎町の魅力がギュッ  
と詰まった2日間です。  
「いきいきまつりは知ってい  
るけれど、まだ見たことはない」  
という人は、ぜひ本物のジャン  
ボおにぎりを見に来てくださ  
い。

とき 11月2日(木)・3日(金)  
ところ メイン会場＝藤崎  
町農業者トレーニングセンター  
お問い合わせは ときわい  
いきいきまつり企画実行委員会  
(藤崎町企画課内) ☎(75)31  
11



見事に完成したジャンボおにぎり

### 市町村イベントカレンダー

9月9日・10日	2006JFC・MTBジャパンシリーズ青森大会 in 大鰐温泉 / JFC・MTB主催のマウンテンバイク競技大会。全国からの出場選手があじら山の特設コースでタイムを競う / 大鰐地域総合開発(株) ☎47-6800
9月17日	第25回暗門祭 / 暗門神社で行われてきた伝統の神事に、様々なアトラクションが加わった一大イベント / 西目屋村商工会 ☎85-2828
9月21日	レッツウォークお山参詣 / 五穀豊穡、家内安全を岩木山に願う集団登拝で、津軽地方最大の秋祭り / レッツウォークお山参詣実行委員会 ☎83-3000
9月24日	第14回稲刈り体験ツアー / 鎌で稲を刈り取ったり、稲の束を棒にかけたりという昔ながらの作業を体験できます / 田舎館村産業課 ☎58-2111
10月5日～7日	猿賀神社十五夜大祭 / 県下獅子踊り大会が開かれ、県内各地から伝統芸能保存団体が勇壮な舞を披露します / 猿賀神社 ☎57-2016
10月7日～11月8日	中野もみじ山・ライトアップと三味線演奏 / 夕暮れから午後9時までのライトアップと三味線演奏(演奏は期間中の土・日・祝日午後5時から30分程度) / 黒石市商工観光課 ☎52-2111
10月13日～15日	津軽の食と産業まつり / 津軽の「食」と「産業」をテーマに地元生産品等を紹介。野外テント村や催しも多数 / 津軽の食と産業まつり運営協議会事務局 ☎33-4111
10月15日	りんごの里・いたやなぎウオーク2006 / りんごの里のウオーキング大会。6、15、22、36kmの4コース！りんごもぎ体験もできる / 板柳町生涯学習課 ☎72-1800
10月20日～11月5日	弘前城菊と紅葉まつり / 菊人形ゾーンは、NHK大河ドラマで人気の「功名が辻」をテーマに演出。見応え十分 / 弘前市立観光館 ☎37-5501
10月中旬～下旬	第4回白神・西目屋新そば祭り / 白神そばの無料試食会やそば打ち体験など、白神そばを五感で堪能することができます / 西目屋村農林建設課 ☎85-2801
11月2日・3日	ときわいきいきまつり / 毎年恒例のジャンボおにぎりづくりや文化芸能発表などがあります / 藤崎町企画課 ☎75-3111
11月11日・12日	収穫感謝祭&シクラメン市 / たくさんのシクラメンを展示即売するほか、芸能発表などイベントが盛りだくさん!! / 田舎館村産業課 ☎58-2111
11月18日・19日	第16回黒石りんごまつり / りんご市、収穫感謝祭、よさこいニューバージョンのステージ発表など / 黒石市商工観光課 ☎52-2111

津軽広域連合は、弘前市・黒石市・平川市・藤崎町・板柳町・大鰐町・田舎館村・西目屋村の8市町村により、介護及び障害程度区分認定審査・各種ソフト事業などの様々な事務事業を共同で実施する特別地方公共団体です。



# 行事予報

## 9月



天候等による日程の変更にご注意ください。

9日(土)・10日(日)	2006 J F C・MTB ジャパンシリーズ青森大会 in 大鰐温泉(大鰐温泉スキー場 M T B 競技コース)
10日(日)	町民ソフトボール大会(鰐小グラウンド / 8:30~)
16日(土)	「下水道の日」展示・相談会(鰐 come / 10:00~18:00)
24日(日)	第27回大鰐町硬式テニス大会(あじゃらテニスコート) 平成18年度大鰐町総合防災訓練(高原エリア・スキープラザ / 8:30~)

## 10月

1日(日)	第3回あじゃら山麓音楽祭(スキープラザ 9:30~)
5日(木)	大鰐町学校音楽会(大鰐小学校体育館)
7日(土)・8日(日)	鰐中祭

### 大鰐温泉俳句の街づくり

### 『投句箱』

第五十回(平成十七年五月~平成十八年七月)

投句数/小・中学生の部二八二句

高校・一般の部一五九句

合計四四一句

#### 入選句

##### 小・中学生の部

たくさん	せみがいちどに	なきだした	蔵小一年	小田桐望亜
なつやすみ	たのしいひびが	つづいたよ	蔵小三年	吹田拓郎
水泳で	水着のかたが	はだにつき	蔵小四年	菊池志歩
クローバー	校庭いっぱい	しきつめて	蔵小四年	藤田莉穂
春じおん	風にゆれてる	池かこみ	蔵小四年	山田静愛
夏の風	あみどのあなを	通りぬけ	蔵小五年	成田裕和
金魚すくい	つかまるまいと	おびれふる	蔵小六年	山田志帆
風りんの	音色ぐつすり	昼ねする	蔵小六年	澤田翔平
あざやかな	ゆかたに花が	さいている	蔵小六年	佐々木羽蘭

##### 高校・一般の部

恋つて来し	花林檎には	早きかな	兵庫県神戸市	井上芙美子
句碑山の	けふよりつつじ	祭りとか	青森市	小野いるま
轉りを	あびて夜明けの	露天風呂	愛知県岡崎市	田中明子
機上から	津軽の里の	田植みる	和歌山県橋本市	坂口勝彦
年重ね	草引きだけは	認められ	大鰐町	大川とし系
ティールーム	岩木の山に	風光る	神奈川県横浜市	福島正枝
夏の雲	生家見おろす	手古奈句碑	弘前市	大瀬響史
ゆらゆらと	ゆれる灯ちん	宵まつり	大鰐町	竹内良子
ホタル火の	チカチカ揺る	川面かな	大鰐町	須藤春雄
梅雨明けや	山並み晴れて	神あゆむ	埼玉県富士見市	山田 悟



## 補装具と日常生活用具の制度はこう変わります(平成18年10月から)

これまでの補装具給付制度と日常生活用具給付等事業は、個別給付である補装具費と、地域生活支援事業による日常生活用具給付に再編されます。

補装具	障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長時間にわたり継続して使用されるもの等。義肢、装具、車いす等
日常生活用具	日常生活上の便宜を図るための用具

### 補装具費の支給

これまでの現物支給から、補装具費(購入費、修理費)の支給へと大きく変わります。<sup>注1)</sup>利用者負担についても<sup>注2)</sup>定率負担となり、1割を利用者が負担することとなります。ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定されます。

#### 注1)利用者負担について

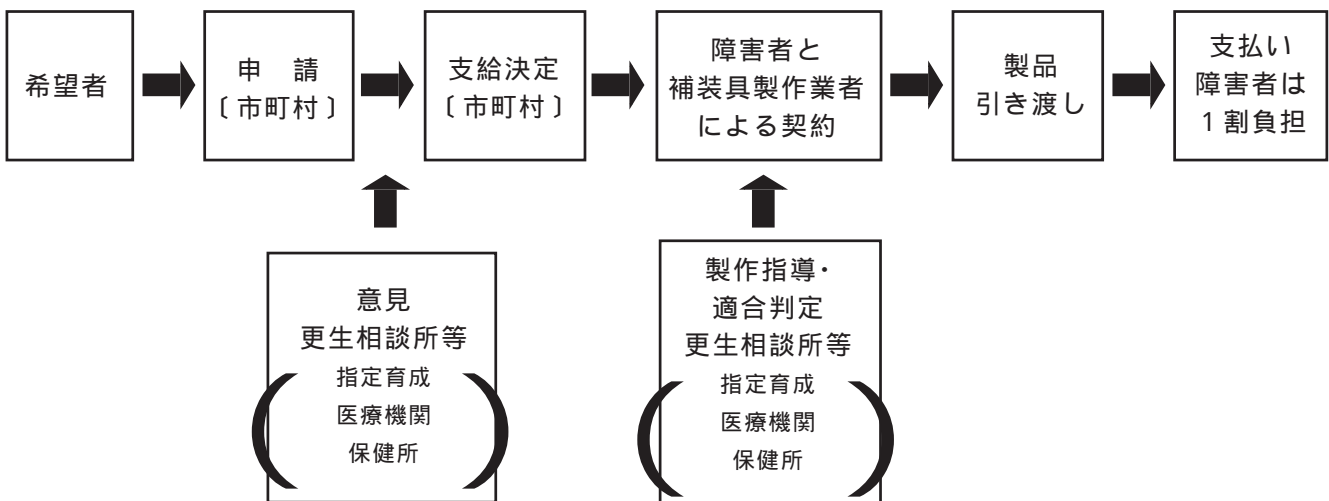
- ・利用者の負担については原則として1割を負担していただき、障害のある方も制度を支える一員として利用者負担をお願いするものです。
- ・従来の制度では、一定の所得状況の世帯については全額自己負担となっておりました。
- ・10月からは、一定以上の所得がある方について、支給の対象とならない仕組みとなります。

#### 注2)所得の低い方へは負担の軽減を図ります

- ・どの方でも負担が増えすぎないように、上限額を設定するとともに、所得の低い方にはより低い上限額を設定します。

所得階層区分		上限月額
生活保護		0円
市町村民税非課税	収入が年間80万円(障害基礎年金2級相当)以下	15,000円
	上記以外	24,600円
市町村民税課税		37,200円
一定所得以上(市町村民税所得割50万円以上)		給付対象外

支給決定は、障害者又は障害児の保護者からの申請に基づき、市町村が行います。



### 日常生活用具の給付(貸与)

給付決定は、障害者又は障害児の保護者からの申請に基づき、市町村が行います。

利用者負担は市町村が決定します。



INFORMATION

# おしらせ

## おおわに山荘従業員(厨房係)募集

詳しくは おおわに山荘  
☎48 - 2205(常田・山中)

## 恩給欠格者、引揚者の皆様へ

独立行政法人平和祈念事業特別基金では、次の方々に内閣総理大臣名の書状等を贈呈しています。

旧軍人等で恩給等を受けていない恩給欠格者の方

終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げてこられた方

請求書類は保健福祉課の窓口においてあります。

詳しくは 独立行政法人平和祈念事業特別基金 ☎0120 - 234 - 933 ホームページ <http://www.heiwa.go.jp>

## 肺がん検診を下記日程で実施いたします

都合のつく会場にお越し下さい。今年度から受診書を配布しませんので、受診を希望される方は直接会場にお越し下さい。

対象者 大鰐町に住所のある方で40歳以上の方

持ち物 保険証、健康手帳、集検受診カード(ピンク)

料金 200円 国民健康保険被保険者、70歳以上の方、生活保護世帯の方は無料です。

◆ 注意事項 シャツ、下着等にボタン、金具、プリント模様についているものは着てこないようにしてください。

◆ ————— 日程 —————

◆ 【9月26日(火)】 駒ノ台・日の出・前田ノ沢(8:30~9:00)駒ノ台へき地保健福祉館 駒木(9:15~9:45)駒木創作館 唐牛(10:00~10:45)唐牛構造改善センター 九十九森(11:00~11:30)九十九森公民館 長峰(11:45~12:15)長峰研修センター 苦木(13:30~14:00)苦木多目的集会センター 元長峰(14:15~14:45)元長峰多目的集会センター

◆ 【9月27日(水)】 高野新田(8:30~9:00)高野新田多目的集会センター 折紙(9:15~9:30)折紙多目的集会センター 居土(9:40~10:15)居土多目的集会センター 三ツ目内(10:30~11:15)三ツ目内生活改善センター 宿川原(11:30~12:00)宿川原生活改善センター 大鰐(13:15~15:00)中央公民館

◆ 【9月28日(木)】 蔵館(15:00~16:45)大鰐町総合福祉センター 夜間検診(全町内) 17:30~19:00)大鰐町総合福祉センター

◆ 【9月29日(金)】 島田(8:30~9:00)森林浴交流センターしまだ 早瀬野(9:15~9:45)早瀬野多目的集会センター 虹貝新田(10:00~10:30)虹貝新田へき地保健福祉館 虹貝・大7C(10:45~11:15)虹貝コミュニティセンター 森山(11:30~12:00)森山研修センター 八幡館(13:15~13:45)八幡館社会福祉館 鯖石(14:00~14:30)鯖石地区集会施設

◆ 問い合わせは 町役場保健福祉課 ☎48 2111内線307(浅井)

## ◆ 平成18年度大鰐町町道除雪業務委託の申込について

◆ 大鰐町では、平成18年度大鰐町町道除雪業務を委託するための申し込みを次の要領で受付します。

### ◆ 【申込資格】

◆ 法人の代表者及び個人が大鰐町内に居住又は資産があるもの。

◆ 運転手は複数の登録ができるもの。

◆ 除雪機械を所有している又は取得可能なもの。

◆ 運転免許証(大型特種)があるもの。

◆ 車両系建設機械運転技能講習をおえたもの。

◆ 除雪講習会を受講したもの又は受講予定のもの。

### ◆ 【申込手続】

◆ 受付期間 平成18年10月10日(火)まで

◆ 提出場所 大鰐町役場建設課

◆ 提出書類

- ◆ 1. 除排雪登録申請書(役場建設課発行)
- ◆ 2. 除排雪車両登録書(役場建設課発行)
- ◆ 3. 運転手の経歴書(役場建設課発行)
- ◆ 4. 各資格証の写し(運転免許証等)
- ◆ 5. 住民票、資産証明証及び納税証明書
- ◆ 6. 健康診断書(病院発行の写し)
- ◆ 7. その他(車検証書、保険証書等の写し)

◆ その他 除排雪業務委託の決定及び委託箇所等は書類審査及び入札によります。

◆ 問い合わせは 町役場建設課 ☎48 - 2111内線443・444(幸山、岩崎、齋藤)

になり、「城東タウンプラザ前」バス停でお降りになると便利です。

連絡先 弘前市大字早稲田3丁目1番地1 青森地方法務局弘前支局総務課 ☎26 - 1150

### 表示登記無料相談会開催

土地家屋調査士は不動産登記における土地の分筆登記、建物表示登記等を通じて市民に密接に関係ある業務に携わっておりますが、今年度も表示登記無料相談会を開催します。

日時 平成18年11月19日(日)

午前10時～午後3時30分

会場 青森市「アウガ5階研修室」・弘前市「弘前市民会館2階会議室」

「土地家屋調査士」は、表示登記・筆界特定手の専門家です。

土地の境界問題でお困りの方、その他の建物や土地の表示登記・筆界特定手続などに関してご相談承ります。

なお、当日は電話による無料相談も行います。電話による相談は「調査士会館事務局」☎017 - 722 - 3178

詳しくは 青森県土地家屋調査士会 ☎017 - 722 - 3178

### 自衛官募集案内

#### 【看護学生】

資格 高卒(見込含)24歳未満の者

受付期間 平成18年9月8日(金)～平成18年9月29日(金)

試験日 平成18年10月15日(1次)

試験場所 サンライフ弘前(弘前市豊田1丁目8-1)

#### 【陸上自衛官看護】

資格 看護師の免許を有し、保健

師若しくは助産師免許を有する者

受付期間 平成18年9月8日(金)～平成18年9月29日(金)

試験日 平成18年11月19日(日)

試験場所 仙台駐屯地

#### 【防衛大学校】

資格 高卒(見込含)21歳未満の者

受付期間 平成18年9月8日(金)～平成18年9月29日(金)

試験日 平成18年11月11・12日(1次)

試験場所 弘前市学習センター

#### 【防衛医科大学校】

資格 高卒(見込含)21歳未満の者

受付期間 平成18年9月8日(金)～平成18年9月29日(金)

試験日 平成18年11月4・5日(1次)

試験場所 青森第二合同庁舎

お問い合わせは

〒036 - 8093 弘前市城東中央3丁目9 - 19 自衛隊弘前地域事務所 ☎27 - 3871 <http://www.aomori.plo.jda.go.jp>

Eメール [Plohirosaki@carrot.ocn.ne.jp](mailto:Plohirosaki@carrot.ocn.ne.jp)

### 不動産取得税のお知らせ

不動産取得税は、家屋の新築・増改築や土地・家屋の売買・交換・贈与などで取得した際に一度だけ取得者に課税される県の税金です。納税通知書は、取得後ある程度の期間をおいて送付されますので、指定された納期限までに納付くださるようお願いいたします。

新築住宅の建築、既存(中古)住宅の取得、又は住宅用地の取得をした場合は、下記の一定の要件を満たした場合、軽減制度がありま

すので、中南地域県民局県税部に申請してください。また、県税・市町村税インフォメーション(<http://www.pref.aomori.lg.jp/zeimu/>)の県税の軽減制度のページにも詳しい内容を掲載しております。

『軽減制度の内容』

#### 【新築住宅の建築】

要件 床面積50㎡(40㎡)以上240㎡以下の特例適用住宅

( )内は、共同住宅等で貸家の場合

軽減内容 住宅の価格から一戸(一区画)につき最高1,200万円を控除

#### 【中古住宅の取得】

要件 自分で住む、床面積50㎡以上240㎡以下、昭和57年1月1日以降に新築

軽減内容 その中古住宅の価格から住宅の新築された時期に応じた額を控除

#### 【住宅用地の取得】

平成15年3月31日までに土地を取得した場合

要件 取得した土地の上に住宅を取得

軽減内容 税額の4分の1に相当する額を税額から減額

特例適用住宅の用に供する土地を取得した場合

要件 取得した土地の上に特例適用住宅を取得

軽減内容 次のいずれか大きい額を税額から減額

a. 45,000円

b. 土地1㎡当たりの価格×住宅の床面積の2倍(200㎡が限度)×3%

詳しくは 中南地域県民局 県税部課税第二課 ☎32 - 1131内線227

INFORMATION

# おしらせ

## 平成18年度排水設備工事責任技術者試験実施案内

平成18年度排水設備工事責任技術者試験を次のとおり実施いたします。

実施月日 平成18年11月7日(火)/受付時間13:30~ /試験時間14:00~15:30

実施会場 弘前市立観光館 研修室

受験申込受付期間

平成18年9月20日(水)~10月17日(火)(申込書の配布は9月20日(水)~)

手続き先・お問い合わせは(申込書配布・受付) 大鰐町役場 建設課下水道室 ☎48-2111内線447(浅利)

## 甘くておいしい寒締め菜講座

「冬の菜っ葉は甘くておいしい」ことが知られるようになり、近年、ほうれんそう・こまつ菜など冬野菜の栽培が拡大しています。特に、秋に播種し、11月末までに出荷できる大きさになった菜っ葉は、冬の低温にさらされることで一段と甘い「寒締め菜」に変身します。

そこで県では、今年度も「寒締め菜」の栽培講習会を開催するほか、試食会と消費者の収穫体験を

セットにした現地検討会も行います。

冬だからこそできる農業をよく理解していただくために、多数のご参加をお待ちしています。

【第1回】9月14日(木) 13:30~15:00

内容 栽培講習会

場所 弘前合同庁舎3階会議室

【第2回】12月下旬

内容 生産者・消費者の現地検討会(収穫体験、試食・懇談会)

申込・お問い合わせは

中南地域県民局地域農林水産部 普及指導室 ☎34-2136 FAX34-4390

## 第27回大鰐町硬式テニス大会開催

主催 大鰐町体育協会・大鰐町硬式テニス協会

期日 平成18年9月24日(日)

雨天順延は10月1日(日)

会場 大鰐町あじゃらテニスコート

時間 開会式午前8時30分、試合開始9時

種目 男子ダブルス・ミックスダブルス

募集組数 男子ダブルス(10組予定)、ミックスダブルス(24組予定) 先着順により予定組数に達した時点で締め切ります)

参加資格 一般 注: 昨年の優勝ペア及び学生並びに過去5年間県テニス協会A級ランクに入っていたことのある人は参加出来ません。昨年の優勝ペアは同じでなければ可。

参加料 1チーム(1ペア)2,400円(参加料は当日受付)

申込み先 〒038-0211 大鰐町 大鰐字大鰐106-2

申込み締め切り 9月15日(金)

必着

その他 天候その他の都合により試合内容を変更する場合がありますので、予め同意の上お申し込み下さい。また、参加人数により予選リーグ4ゲーム先取の場合があります。

服装は運動着とテニスシューズ

ラケットは各自持参のこと

申し込みは、2人1組で申し込むこと。

お問い合わせは 坂本府隆(くらたか・坂本靴履物店) ☎48-4193

## 法務局なんでも相談所開設

青森地方法務局弘前支局、弘前人権擁護委員協議会では、10月1日の「法の日」にちなんで、平成18年10月1日(日)に公証人、司法書士会、土地家屋調査士会の協力で「法務局なんでも相談所」を開設いたします。時間は午前10時から午後3時まで、場所は青森地方法務局弘前支局2階会議室となっております。

相談は無料、秘密は厳守いたしますので、土地や建物の登記や遺言に関する問題、供託・戸籍の問題、近隣・家庭・学校・職場の問題など、また、どこに相談したらよいか分からないとお困りの方はお気軽にお越し下さい。

青森地方法務局弘前支局職員、人権擁護委員、公証人、司法書士、土地家屋調査士が無料で相談に応じます。

なお、弘前支局は平成14年12月城東第5地区へ移転しておりますので、お越しの際は、弘前駅前から城東循環100円バスを御利用

# 1歳の誕生日

【地区・宿川原】

山下弘恭・友美さんの子  
ゆうま  
**悠誠**ちゃん  
(平成17年9月26日生まれ)



好き嫌いがなく何でも食べます。  
納豆、梅干、トマトが好物です。  
いっぱい食べて元気に育ってね!

## 暮らしの情報 「消費者からの相談事例」

### 『海外宝くじ』

【事例】  
海外から宝くじに当たったというDMが届いた。クレジットカードの番号を入れて送れとあるが何となく心配。信用できるか？

【事例】

母は海外宝くじが当たると信じ切って、一〇〇万円ほどの借金までして投資をしている。娘の私からも一〇万円を借り、海外宝くじを購入している。当たったという話は聞いたことはないのだから以上継続させたくない。業者とどう交渉したらよいか。

【ポイント】

海外で当たったかどうかは業者の言い分を信用す

60代女性 無職

るしか無く、当選の確認は自分でできない。また、業者の住所は海外になっているので連絡は取れないことが多く、トラブルになっても交渉ができない。そもそも、海外宝くじは刑法に抵触するおそれがあるので、DMは絶対に無視すること。

【対応】  
の相談者には：国内で海外宝くじを購入することは法律に触れるので、DMは無視するようにと助言。

の相談者には：法律に触れるので購入するものではないときちんと説明するようにと助言した。併せて、発信元には連絡する必要が無いことも伝えた。

消費生活のご相談は

青森県消費生活センター	0177-722-3343
弘前相談室	0177-722-3343
国民生活センター相談部	03-3446-0999

## 戸籍の窓口

7月受付分



### お誕生おめでとう お子さん(父または母)地区名

蝦名 璃 (女・守) 島田	鎌田 雅 (男・隆志) 蔵館5B	山下 瑛 瑠 (男・仁) 宿川原	貴田 光 将 (男・克博) 三ツ目内	神 倅 太 (男・友也) 三ツ目内
---------------	------------------	------------------	--------------------	-------------------

おくやみもうします  
亡くなった人(年齢)地区名

石郷 守 (83歳) 九十九森	田中 寿子 (51歳) 蔵館5A	山中 みさ (96歳) 居士	中島 一成 (73歳) 居士	佐々木 マサ (60歳) 森山	山中 ぎん (92歳) 居士	山下 誠 (58歳) 宿川原	石郷 守 榮 (79歳) 九十九森	佐々木 つな (92歳) 森山	楯岡 セツ (73歳) 大鱈7A	三浦 サヨ (83歳) 元長峰	五十嵐 奥次郎 (83歳) 鯖石	山田 福 (80歳) 宿川原
-----------------	------------------	----------------	----------------	-----------------	----------------	----------------	-------------------	-----------------	------------------	-----------------	------------------	----------------

### 大鱈町の人口と世帯数

平成18年7月末日現在	人口	12,478人
前月比		(-2)
男	5,804人	
女	6,674人	
世帯数	4,321世帯	
前月比		(+1)